

女性活躍推進に関わる日建連会員会社の制度関係の事例(2016年4月1日現在)

更新日:2016/10/11

1. 年次休暇の事例

Ver.1.0

項目	法律	日建連会員会社の事例										
		A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社	
最高日数 (勤続年数 6.5以上)	20日	20日	20日	20日	20日	20日	20日	20日	20日	20日	20日	
繰越期限	1年 (最大繰越40日)	1年 (最大繰越40日)	1年 (最大繰越40日)	2年 (最大繰越60日)	1年 (介護、傷病の欠勤の場合は翌々年前まで延長可)	1年 (最大繰越40日)	1年 (最大繰越40日)	1年 (最大繰越40日)	1年 (最大繰越40日)	1年 (最大繰越40日)	1年 (最大繰越40日)	
半日単位の 有給休暇制度	有無	労働者が希望し、 使用者が同意した場合	あり	あり	無	あり	あり	あり	あり	あり	あり	無
	取得限度日数	-	0.5日でカウントし、 有給の残日数が限度	0.5日でカウントし、 有給の残日数が限度	-	0.5日でカウントし、 有給の残日数が限度	限度なし	0.5日でカウントし、 有給の残日数が限度	0.5日でカウントし、 有給の残日数が限度	0.5日でカウントし、 有給の残日数が限度	0.5日でカウントし、 有給の残日数が限度	-
時間単位年休 制度の有無	有無	労使協定による	無	無	無	無	あり	無	無	無	無	無
	取得限度日数	年5日	-	-	-	-	最大5日分	-	-	-	-	-
年次有給休暇の 計画的付与	有無	労使協定による	あり	あり	無	あり	あり	あり	無	無	あり	あり
	概要	年次有給休暇のうち 5日を超える部分	・夏季休暇等、長期連続休暇に なるように設定(年度毎に変更。 2016年度は5/2・5/6・8/19の3日 間) ・年次有給休暇残日数が5日以 下の者には特別休暇として付与	当該年度のカレンダーに合わ せGW、夏期、年末年始にまとま った休みが取得できるよう設定 (2016年度は5日間)	-	2015年度は8/10,11 2016年度は8/18,19	1年間で5日以内を付与(GW・夏 季休暇・年末年始休暇に充当)	2016年度は4日 (5/6、8/17～19で振替可)	-	-	2016年度10日 (計画年休7日、フレックス年休3 日)	2016年度 5/6、夏季休暇時2日、12/29、誕 生日休暇1日
年次有給休暇の 積立制度・復活制度	内容	-	傷病時休暇、看護休暇、介護休 暇 最大60日	【積立保存休暇制度】 ・私傷病 ・不妊治療 ・看護 ・介護 ・ボランティア活動	無	無	【リバイバル休暇制度】 失効年次有給休暇を最高80日ま で積立できる制度。本人の私傷 病、家族の介護、社会貢献活 動、不妊治療等の場合に利用で きる。半日単位の取得が可能。	【シックリープ制度】 前々年度以前3年間で累積積立 限度30日。病傷時および家族の 介護時用途に利用可能	事由が疾病または介護の場合に 限り、有効期間経過後の最初の 3月31日まで使用できる	【失効有給休暇復活制度】	【IR休暇】 失効した年休の積立制度最大60 日	無 (ただし、2016年度に介護休業の 有給復活制度を実施予定)
備考	-	-	-	-	-	特別休暇(有給)が別途あり 2015年度は4日(8/12～14,12/29) 2016年度は4日(8/15～17,12/29)	-	特定休日(有給)が別途あり 作業所配転休暇(有給)が別途 あり(年3日)	-	ボランティア休暇 年5日:従業員 が自発的に、かつ報酬を得ない で社会に貢献する活動を勤務時 間内に行うとき、または会社が定 める休日にボランティア活動を行 い、その代替として休暇をとるこ とが相当であると会社が認めた とき	-	-

2. 育児中の就業・休暇制度の事例

項目		法律	日建連会員会社の事例											
			A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社		
育児休暇	期間	1歳に達する日 (事情がある場合1歳6ヶ月)	子が1歳6か月に達する日まで	満2歳まで	1歳に達する日 (事情がある場合1歳6ヶ月)	2歳に達する日 (やむを得ない事由で延長可)	満2歳まで	1歳に達する日 (事情がある場合1歳6ヶ月)	2歳に到達する日、または満1歳6か月に到達した後の最初に到来する4月30日のいずれか遅い方の日まで	満2歳まで	満1歳の誕生日前日まで (事情がある場合3歳の誕生日前日まで)	1歳に達する日 (止むを得ない事由で3歳まで)		
	休業期間中の賃金	定めなし	無給 社会保険料の支払免除	無給 社会保険料の支払免除 (在籍1年以上)	無給 社会保険料の支払免除 (在籍1年以上)	無給 社会保険料の支払免除 (在籍1年以上)	有給 育児休業期間中の5日間 社会保険料の支払免除	無給 社会保険料の支払免除	無給 社会保険料の支払免除	無給	無給 社会保険料の支払免除	有給 最大10営業日分 社会保険料の支払免除		
	男性の育児休暇取得数	-	延べ14人/1992年の制度開始より (最大7ヵ月)	3人/過去2年 (平均取得日数:66日)	1人(1日)/過去5年	3人/過去3年 (1ヶ月未満:1名、 1ヶ月以上6ヶ月未満:1名、 6ヶ月以上1年未満:1名)	4人/2015年度 (累計のべ27人、 平均取得日数92日、最大1年)	6人/過去5年 (1か月未満 3名、 1か月以上6か月未満 3名)	2012年に1人	1人/過去1年	2人/過去3年 (10日:1名、1ヶ月:1名)	1人/過去3年		
就業時間の制度	短時間勤務制度	有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり		
		内容	1日の所定労働時間を6時間とする	①9:00~16:00 ②10:00~17:00 のうちのいずれかとする	以下の8パターンから選択 8:30~15:30 9:00~16:00 9:30~16:30 8:30~16:00 9:00~16:30 9:30~17:00 8:30~16:30 9:00~17:00	[0歳~3歳未満] 1日の所定労働時間を6時間とする [3歳~小3] 1日の所定労働時間を最大2時間短縮出来る	10分単位で 1日2時間まで短縮出来る	4・5・6・7時間勤務の4パターンより選択。時間帯は通常の勤務時間(内勤8:45~17:30、外勤8:00~16:45)の範囲内で任意	30分単位で 1日2時間30分まで短縮出来る	6時間勤務(9時から16時)または月100時間(1日5時間を目安)所属長との協議で決定	1日の所定労働時間を6時間とする	30分単位で 1日2時間まで短縮出来る	[0~3歳未満] 1日最大4時間勤務まで短縮可 [3歳~小3] 1日最大5時間勤務まで短縮可	
		子の年齢制限	3歳未満	3歳に達するまで	小学校3年生終了まで	小学校3年生終了まで	小学校3年生終了まで	小学校3年生終了まで	小学校3年生終了まで	申請により小学校4年生の始期に達するまで	中学校就学の始期に達するまで	小学校4年生の始期に達するまで	小学校4年生に満たない子	小学校3年生終了まで
	育児向けフレックス制度 時差出勤制度	有無	-	あり	無	あり 内勤部署ごと設定、 育児事由等不問	あり	あり 一部部署のみフレックスあり (全員対象、育児事由等不問)	無	あり 一部部署のみフレックスあり (全員対象、育児事由等不問)	無	無	無	あり 内勤のみ対象、 育児事由等不問
		フレックス制度	-	コアタイム(10:00~15:00) 小学校4年生の始期に達するまで	-	コアタイムあり (部署ごとに設定)	コアタイム(10:00~16:00) 小学校3年の終期に達するまで	-	-	-	-	-	-	コアタイム(10:00~15:00)
		フレックス時短制度	-	フレックス時短制度 (小3まで) 月間30時間の時短可 (コアタイム有)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		時差出勤の制度	-	7:00~10:00と15:00~22:00をフレキシブルタイムとして設定可	-	就業始業時刻の繰上げ繰下げが可能	1日の勤務時間を変えず、繰り上げ下げが可能(所属長の許可制)	1日の勤務時間を変えず「30分の繰り上げ下げ」が可能(特別な事由がある場合1時間)	-	-	-	-	-	7:00~10:00と15:00~22:00をフレキシブルタイムとして設定可
	所定外労働の制限 (残業の免除)	内容	所定労働時間を越えて労働させない	時間外勤務、深夜勤務を免除	3才到達後の所定勤務時間を越える勤務の免除制度あり	所定労働時間を越えて労働させない	勤務時間短縮措置により短縮された勤務時間を越える勤務、時間外勤務、休日出勤、および深夜業のいずれか、または全てを行わない	所定労働時間7.75時間を超えての残業禁止	所定労働時間を越えて労働させない	時間外労働をさせない	所定労働時間を越えて労働させない	時間外労働をさせない	所定労働時間を越えて労働させない	
		子の年齢制限	3歳未満	3歳未満	小学校就学前まで	3歳未満	小学校3年生終了まで	3歳未満	申請により小学校4年生の始期に達するまで	小学校就学の始期に達するまで	3歳未満	小学校4年生に満たない子	3歳未満	
	時間外労働の制限	内容	1ヶ月24時間、1年150時間を越えて時間外労働させない	1ヶ月24時間まで。1年に150時間を超えない	1ヶ月24時間まで。1年に150時間を超えない	1ヶ月24時間まで。1年に150時間を超えない	1ヶ月24時間まで。1年に150時間を超えない	1ヶ月24時間まで。1年に150時間を超えない	1ヶ月24時間まで。1年に150時間を超えない	-	1ヶ月24時間まで。1年に150時間を超えない	1日3時間まで。1ヶ月24時間まで。1年に150時間を超えない	1ヶ月24時間まで。1年に150時間を超えない	
		子の年齢制限	小学校就学前	小学校就学前	小学校就学前まで	小学校就学前	小学校3年生終了まで	小学校就学前まで	申請により中学校就学の始期に達するまでの子	-	小学校就学前	小学校4年生に満たない子	小学校3年生終了まで	
	深夜業の制限	内容	午後10時~午前5時において労働させない	午後10時~午前5時において労働させない	午後10時~午前5時において労働させない	午後10時~午前5時において労働させない	午後10時~午前5時において労働させない	午後10時~午前5時において労働させない	午後10時~午前5時において労働させない	午後10時~午前5時において労働させない	午後10時~午前5時において労働させない	午後10時~午前5時において労働させない	午後10時~午前5時において労働させない	
子の年齢制限		小学校就学前	小学校就学前	小学校就学前まで	小学校就学前	小学校3年生終了まで	小学校就学前	申請により中学校就学の始期に達するまでの子	小学校就学の始期に達するまで	小学校就学前	小学校4年生に満たない子	小学校3年生終了まで		
子の看護休暇	休暇日数	子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日	子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日(1日単位)	子が1人の場合は5日/年度、2人以上の場合は10日/年度	子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日	子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日(半日単位)	子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日(半日単位)	子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日(半日単位)	子の人数に係わらず1年につき10日を限度(半日取得可)	子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日	子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日	子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日		
	休暇中の賃金	-	無給	無給 (積立保存休暇利用で有給)	無給	有給	有給	有給	無給	有給	無給	無給		
	適用期間	小学校就学前	小学校就学前	小学校就学前	小学校就学前	小学校6年生終了まで	小学校就学前	小学校就学前	中学校就学の始期に達するまで	中学校就学前	小学校就学前	小学校3年生まで		
その他の制度	内容など	-	-	-	-	育児を目的として年休を取得した者が、付与された年休を全て消化した場合に、既に取得した育児目的の年休の日数分を特別休暇として新たに付与する。(2歳に達する日まで)	「勤務時間の繰り上げ下げ」は育児事由等を問わず、全社員がいつでも何度でも利用可能	-	-	-	-			
備考														

3. 育児支援制度の事例

項目	法律	日建連会員会社の事例											
		A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社		
配偶者のための 出産休暇	有無	-	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
	内容	-	1日	産前産後休暇中5日まで	出産後7日	出産2日+最短復日数	配偶者の出産前後 1週間に2日間	(男性)出産時に2日まで	産前産後休暇中2日まで	(男性)出産時に2日まで	-	原則、産前産後休暇中に 5日まで	
	休暇中の賃金	-	有給	有給	有給	有給	有給	有給	有給	無給	-	-	有給
復職制度 ジョブリターン制度	有無	-	無	無	無	あり	あり	あり	あり	無	無	あり	あり
	内容	-	-	-	-	退職後、5年以内が対象 勤続3年以上、登録制	やむを得ない事由(出産・育児・ 介護など)により退職した社員が 復職できる制度 勤続3年以上、退職後年数に制 限はなし、登録制	退職後、5年以内が対象 勤続3年以上、登録制	-	-	結婚・出産・育児・介護・その他 やむを得ない事由により退職す る社員が退職時にその希望を申 し出した場合は、将来再雇用する ことがある	退職後5年以内且つ、本人と会 社のニーズが合致した場合に復 職可能とする制度、登録制	
勤務地変更制度	有無	-	無	あり	無	あり	あり	あり	無	あり	無	あり	
	内容	-	-	一定の条件に該当する場合、本 人の希望により、全国職と地域 限定職との間の変更や、地域限 定職の勤務地域の変更が可能	-	会社と従業員のニーズが一致し た場合に、地域限定への変更や 勤務地の変更可能	会社と従業員のニーズが一致し た場合に、地域限定の社員が他 地域に転動できる制度	会社と従業員のニーズが一致し た場合に、地域限定への変更や 勤務地の変更可能	-	会社と従業員のニーズが一致し た場合に、全国職と地域限定職 と間の変更や勤務地域の変更が 可能	-	希望する勤務地でのニーズがあ れば、優先的に転動を可能とす る制度	
勤務形態変更	有無	-	無	あり	無	あり	あり	無	無	あり	無	無	
	内容	-	-	上に含む	-	会社と従業員のニーズが 一致した場合に可能	・社員区分変更試験の実施 (担当職⇒専任職、専任職⇒総 合職) ・進路選択制度 (ライフプランに応じ総合職 ⇒専任職への転換可)	-	-	上に含む	-	-	
出産・育児費用 の貸付・給付	有無	-	あり	あり	あり	あり	あり	あり	無	あり	あり	あり	
	内容	-	出生祝金	次世代育成補助金 出生祝金 貸付金制度	出生祝金 貸付制度(一般・住宅・教育)	出生祝金 貸付制度(一般・住宅・教育)	出生祝金 貸付制度 (一般・住宅・長期療養)	出生祝金 貸付制度(一般・住宅・教育)	-	出生祝金 出生一時金 出生手当金 貸付制度	出生祝金 出生一時金 出生手当金 貸付制度	出生一時金 出生手当金	
	運営 (会社・健保・共済など)	-	会社	次世代育成補助金(会社) 出生祝金(会社) 貸付金制度(共済会)	出生祝金(互助会) 入学祝金(互助会) 貸付制度(互助会)	出生祝金(互助会) 貸付制度(互助会)	出生祝金(会社) 貸付制度(共済会)	出生祝金(互助会) 貸付制度(互助会)	-	出生祝金(会社) 出生一時金(健保) 出生手当金(健保)	出生祝金(会社) 出生一時金(健保) 出生手当金(健保) 貸付制度	出生一時金(健保) 出生手当金(会社)	
ベビーシッター 補助	有無	-	無	あり	無	あり	あり	あり	無	無	無	あり	
	内容	-	-	2,000円/回×5回/月	-	3,000円/日を上限 食事・交通費等の 諸経費の実費は含まない	ベビーシッター会社入会金の 法人割引あり (業者指定・都市部のみ)	クーポン券1枚600円が 利用時1000円分となる (会員特典で年会費無料等あり)	-	-	-	ベビーシッター利用時の費用 に対する支援 小学3年生終了まで、5,000円/ 日、100,000円/年を上限	
	運営 (会社・健保・共済など)	-	-	共済会	-	会社指定のベビーシッター事業 者を利用した場合に限る (自治体が運営するファミリーサ ポートも対象)	福利厚生の一部	外部運営会社	-	-	-	会社	
不妊治療の補助 や貸付制度	有無	-	無	あり	無	あり	無	無	無	無	無	無	
	内容	-	-	10,000円/月まで(補助) 1,000,000円/回まで(貸付)	-	無利子貸付	-	-	-	-	-	-	
	運営 (会社・健保・共済など)	-	-	共済会	-	共済会	-	-	-	-	-	-	
在宅ワーク制度	有無	-	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	内容	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の制度	内容など	-	-	-	-	-	年次有給休暇の積立制度(リバ イバル休暇)の不妊治療事由で の利用が可能	-	-	-	-		

4. 介護制度の事例

項目		法律	日建連会員会社の事例										
			A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社	
介護休業	休業期間	対象家族1人につき、通算93日の範囲内	要介護者1人につき、通算160日以内	対象家族1人につき、通算93日の範囲内	対象家族1人につき、通算186日以内	対象家族1人につき、通算365日以内	対象家族1人につき、通算180日	対象家族1人につき、通算93日の範囲内	対象家族1人につき、通算730日以内	対象家族1人につき、通算186日以内	対象家族1人につき、通算1年を限度	対象家族1人につき、通算93日の範囲内	
	休業回数	要介護状態に至るごとに1回	対象家族1人につき要介護状態ごとに1回	対象家族1人につき要介護状態ごとに1回	対象家族1人につき要介護状態ごとに1回	対象家族1人につき要介護状態ごとに1回	対象家族1人につき要介護状態ごとに複数回(半日単位・分割取得が可)	対象家族1人につき要介護状態ごとに1回	対象家族1人につき要介護状態ごとに1回	対象家族1人につき要介護状態ごとに1回	対象家族1人につき要介護状態ごとに1回	対象家族1人につき要介護状態ごとに1回	
	休業期間中の賃金	無給	無給	無給 社会保険料の支払い免除	無給	無給 社会保険料の支払い免除	無給	無給	無給 社会保険料は会社が全額負担	無給	無給 社会保険料免除(復職後在籍1年)	無給	無給
	一時金の支給	-	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
	介護休業の取得数	-	3人/過去3年	3人/過去2年(平均93日)	1人/過去5年	2人/過去3年	2人/2014年度 1人/2015年度	2人/過去3年	1人/過去3年	無	1人/過去3年	過去3年以内にはなし	
	備考	-	-	上記の法定の介護休業に加え、有給の積立保存休暇を利用し(最大50日)介護のための休暇を取得可能	-	-	年次有給休暇の積立制度(リバイバル休暇)の介護事由での利用が可能	年次有給休暇の積立保存分を介護事由にて利用可能	-	-	-	-	
所定労働短縮等の措置	内容	以下のいずれかを講じる ・短時間勤務 ・フレックスタイム制 ・時差出勤制度 ・介護サービス費用の助成	・フレックス短時間勤務 月間30時間の時短可(コアタイム有)	・介護時間(最大1時間/日)の取得 ・時間外労働の制限 ・深夜業の免除 ・介護補助金制度(介護サービス、介護旅費) ・積立保存休暇	・時間外労働の制限 ・深夜業の制限 ・短時間勤務 ・フレックスタイム制(4/1~) ・スライド出勤 ・有給休暇保存積立(消滅有給休暇の復活)	・時間外労働の制限 ・深夜業の制限 ・短時間勤務 ・フレックスタイム制(4/1~) ・スライド出勤 ・有給休暇保存積立(消滅有給休暇の復活)	・短時間勤務 ・時間外労働、深夜業の制限 ・勤務時間の繰り上げ下げ ・有給休暇保存積立(消滅有給休暇の復活)	・時間外勤務の制限 ・深夜勤務の制限 ・短時間勤務 ・フレックスタイム制 ・介護サービス費用の助成	・時間外労働の制限 ・深夜業の制限 ・短時間勤務 ・時差出勤 ・有給休暇保存積立(消滅有給休暇の復活)	・時間外労働の制限 ・深夜業の制限 ・短時間勤務 ・有給休暇保存積立(消滅有給休暇の復活)	・勤務時間の変更 ・休憩時間の変更 ・時間外労働の制限 ・深夜勤務の制限	・時間外労働の制限 ・深夜業の制限 ・短時間勤務 ・フレックスタイム制	
	期間	対象家族1人につき、通算93日	介護欠勤20日、介護休職160日を連続した期間	対象家族一人につき、介護時間と介護休職を合わせた通算93日	対象家族1人につき、通算186日以内	対象家族1人につき、通算365日以内	対象家族1人につき、通算180日まで ・その他は期間に制限なし	・時間外勤務 1回につき、1か月以上1年間 ・深夜勤務の制限 1回につき、1か月以上6か月間 ・短時間勤務 1か月単位の1年間(特例1年間延長あり) ・フレックスタイム制 1回につき、1年間以内 ・介護サービス費用の助成 通算1年間	制限なし	対象家族1人につき通算186日以内	対象家族1人につき通算1年を限度	時間外労働の制限は一度の申請につき1年以内	
	回数	要介護状態に至るごとに1回	要介護者1人につき1要介護状態ごとに1回	対象家族1人につき要介護状態に至るごとに1回	対象家族1人につき要介護状態ごとに複数回取得可能	対象家族1人につき要介護状態ごとに1回	・短時間勤務は対象家族1人につき要介護状態ごとに複数回取得可能 ・その他は回数に制限なし	・短時間勤務、介護サービス費用助成は、対象家族1人につき要介護状態ごとに1回 ・その他は回数に制限なし	制限なし	対象家族1人につき要介護状態ごとに1回	対象家族1人につき要介護状態ごとに1回	時間外労働制限の回数制限無し	
介護看護休暇	休暇日数	1年に5日(対象家族が2人以上の場合は10日)まで	1年に5日(2人以上は10日)	1年度に5日(2人以上は10日)まで	1年に5日(2人以上は10日)	1年に5日(2人以上は10日)	1年に5日(2人以上は10日)	1年に5日(2人以上は10日)	1年に5日(2人以上は10日)	人数に係わらず年10日を限度	1年に5日(2人以上は10日)	1年に5日(2人以上は10日)	
	休暇中の賃金	無給	無給	無給 (積立保存休暇利用で有給)	無給	無給	有給	有給	無給	有給	無給	無給	
	備考	-	-	-	-	-	半日単位での取得可	半日単位で取得可能	半日単位の取得可能	-	-	-	
その他の制度	内容など	-	-	介護サービス補助金、介護旅費補助金(共済会)	-	-	介護のために、勤務地変更制度、ジョブリターン制度の活用も可能	介護のために、勤務地変更制度、ジョブリターン制度の活用も可能	-	-	・ライフプラン融資一回につき10万~100万(10万単位) ・IR休暇(失効した年休の積立制度最大60日)	-	

5. 社内の体制・環境整備改正スケジュールなど

項目	法律	日建連会員会社の事例										
		A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社	
女性活躍推進・ダイバーシティに関する社内体制	専門担当部署・担当者の有無	-	あり	無	あり	あり	あり	あり	無	あり	無	あり
	人員	-	3名	-	3名 (人事部、国際総務部との兼任)	専属 4名	専任6名	主務1名 人事部との兼務者4名	-	専属 2名	-	担当 2名 (人事部との兼任)
	その他・備考	-	-	-	制度の見直しは人事部担当 社内に女性活躍推進WGを設置 予定	-	2007年に「女性活躍推進室」として 人事部内に設置、2011年より 現名称に変更	制度の見直しは人事部担当 社内に女性活躍推進担当者会を 設置(担当8名)	人事部門にて兼務対応	社内にダイバーシティプロジェク トチームを設置	-	社内に女性活躍推進部会を設置
近年の制度や支援の制度改正	2、3年以内に改正・追加した項目	-	無	【2015年度改正】 ・育児短時間勤務を小1→小3まで 延長 ・配偶者出産休暇を拡充→産前 産後期間中に1日単位で5日取得 可能	無	・育児休業の期間の延長可の明 記 ・育児休業の期間の変更回数制 限の解除 ・子の看護休暇 対象要件小学校入学時まで→小 学校6年終了まで 有給化、半日単位での取得可能 ・勤務時間短縮制度10分単位1 日2時間上限に変更	・2013年短時間勤務に7時間勤 務を追加 ・2014年介護休業制度の拡充 (93日⇒180日、分割取得可)	育児:短時間勤務の短時間の 選択肢を増設	無	育児2歳迄 子の看護休暇 中学校就学前迄 短時間勤務 小4の始期に達す る迄	育児を満3歳の誕生日前日まで (2014年度)	両立支援策の見直し (2015年度)
	今年度(2016年度)改正	-	・積立年次有給休暇の利用範囲 拡大(育児休業での利用) ・事業所内保育所設置(検討中)	・次世代育成補助金を新設 ・不妊治療補助金を新設 ・不妊治療のための休暇(積立 保存休暇利用)を新設	・育児事由の時短・時差出勤等を 小3まで ・ダイバーシティ推進室の新設	育児・介護のフレックス時短制度 育児・介護のスライド勤務	・ジョブリターン制度の利用事由 に「不妊治療での退職」を追加 ・育児休業期間中の5日間を有給 化	ジョブリターン制度 拠点事業所更替制度	無	無	時短・時間外勤務・深夜労働の 制限を小学校4年生に満たない 子	育児手当の支給額を改定、介護 関係制度の見直し
	来年度以降改正予定	-	無	改正育児介護休業法対応 (2017年1月)	改正育児介護休業法対応 (2017年1月)	改正育児介護休業法対応 (2017年1月)	改正育児介護休業法対応(2017 年1月)	介護休業法の改正に伴い、対象 者の緩和等、制度の見直しを行 う	無	無	無	無
育児・介護休業後の 状況確認・フォロー	育児休業や介護休業前の面談	-	個別に対応	個別に対応	人事部による休業前の説明	部門人事担当者と本人の面談	産休前に人事担当者・上司・本 人での3者面談	・産休・介護休業前に人事と本人 の面談あり ・キャリアサポート相談窓口の設 置	無	産休前に人事と本人の面談あり	産休開始時人事部面談	休業前所属部署が対応
	休業中のフォロー	-	・職場復帰支援プログラムの提 供 ・ノートPC貸出(検討中)	社内報を自宅に送付、社内イン トラネットでの情報提供 ・育児図書(育児月刊誌)配布 (全職員対象、満2歳まで)	・PCの貸し出しによる社内イン トラネットでの情報提供 ・育児図書(育児月刊誌)配布 (全職員対象、満2歳まで)	・相談窓口 ・社内報の送付 ・社内イントラネットへの自宅から のアクセス ・復職日や復職後の配置等の相 談	・産休者ミーティングの開催(年2 回) ・スキルアップ教材の貸し出し ・イントラネット上で新聞記事の配 信	・相談窓口 ・休業に係る連絡文書等の周 知、必要書類の送付 ・私用スマートフォン使用による 社内メール利用 ・復職日や復職後の配置等の相 談	無	タブレット貸し出し	都度人事部フォロー	休業前所属部署が対応
	復職前の面談	-	個別に対応	個別に対応	個別に対応	部門人事担当者と本人の面談	復職前に人事担当者・上司・本 人での3者面談 ⇒休業前～復職後までの上記項 目は「育児サポートプログラム」と して実施	希望者のみ	無	個人別に対応	復職時人事部面談	休業前所属部署が対応
	復職後の面談など	-	年2回の評価面談時に 育児・介護の状況確認	年2回の評価面談時に状況確認	年3回の評価面談	・年2回の上職による評価面談 ・個別の事情に関する相談は人 事部が実施	年2回の評価面談の場において 状況を確認	評価面談の場において 状況を確認	無	無	-	休業前所属部署が対応